3　1及び2の査証の要件の免除は、日本国に入国するカンボジア王国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関する日本国の法令に服することを免除するものではない。

4　日本国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちにカンボジア王国政府に通告される。

5　日本国政府は、好ましくないと認めるカンボジア王国の国民に対し、その理由を示すことなく日本国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　日本国政府は、カンボジア王国政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

在カンボジア王国日本国大使館は、カンボジア王国外務国際協力省が、前記の措置の適用に関するカンボジア王国政府の決定を同大使館に通報することを要請する光栄を有する。

在カンボジア王国日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてカンボジア王国外務国際協力省に向かって敬意を表する。

二千十五年三月十三日にプノンペンで

（カンボジア王国外務国際協力省から在カンボジア王国日本国大使館宛ての口上書）

（訳文）

No.603　MFA－IC／LCI

口上書

カンボジア王国外務国際協力省は、在カンボジア王国日本国大使館に敬意を表するとともに、同大使館発二千十五年三月十三日付け口上書第097／AJ－Poli号に関し、カンボジア王国政府が、外交及び公用旅券所持者に対する外交及び公用査証の要件の免除に関し、相互主義に基づき、二千十五年四月十五日から次の措置をとることに同意することを同大使館に通報する光栄を有する。

1　日本国の国民であって、日本国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持し日本国政府の外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的でカンボジア王国に入国することを希望するもの及びそのような旅券を所持し当該日本国の国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、その滞在期間のいかんを問わず、外交又は公用査証を取得することなくカンボジア王国に入国することができる。

2(1)　日本国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持する日本国の国民であって、1という目的以外の目的で継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもってカンボジア王国に入国することを希望するものは、査証を取得することなくカンボジア王国に入国することができる。

(2)　(1)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもってカンボジア王国に入国することを希望する日本国の国民には適用されない。

3　1及び2の査証の要件の免除は、カンボジア王国に入国する日本国の国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関するカンボジア王国の法令に服することを免除するものではない。

4　カンボジア王国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちに日本国政府に通告される。

5　カンボジア王国政府は、好ましくないと認める日本国の国民に対し、その理由を示すことなくカンボジア王国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　カンボジア王国政府は、日本国政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

カンボジア王国外務国際協力省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在カンボジア王国日本国大使館に向かって敬意を表する。

二千十五年三月十八日にプノンペンで

○外務省告示第百四十四号

平成二十七年四月十七日にアディスアベバで、幹線道路軸重計整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　幹線道路軸重計整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　五億九千七百万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年二月二十八日まで

4　署名者

日　本　側　鈴木量博在エチオピア大使

エチオピア側　アーメド・シデ財務・経済開発担当国務大臣

平成二十七年四月三十日

外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

○財務省告示第百五十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年度の初日から平成二十七年三月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十七年四月三十日

財務大臣　麻生　太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年度の初日から平成二十七年三月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	一・〇トン
二	八・四トン
三	一九トン
四	五一、八九〇トン
五	一、六三三トン
六	三五トン
七	一三トン
八	二トン
九	四六、三九一トン
一〇	九、三四七トン
一一	一四、一八九トン
一二	七六、三三七トン
一三	五、八六一、二四一トン
一四	一、一九〇、七六四トン
一四の二	六五六、九七五トン
一五	三三一トン
一六	七、一三二トン
一七	一四〇、二四二トン
一八	一七、九六五トン
一九	一、〇三〇トン
二〇	五七三トン
二一	二八、一〇〇トン
二二	四五四トン
二三	六、五七七トン
二四	二七トン
二五	〇トン
二六	六、二〇六トン
二七	一七、六一七トン
二八	一〇・二トン
二九	四七七トン

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年度の初日から平成二十七年三月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	五、八六一、二四一トン
一四	八〇二、八九七トン

○財務省告示第百五十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十六年度の初日から平成二十七年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十七年四月三十日

財務大臣　麻生　太郎